

## 特定放射性廃棄物の最終処分に関する合同チーム（北陸ブロック）について

## 1. 趣旨

令和5年4月28日に閣議決定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定に基づき、国は、原子力発電環境整備機構及び発電用原子炉設置者等と連携して、全国の地方公共団体や関係団体等を個別に訪問すること等により、相互理解促進活動を強化することとしているため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する合同チーム（北陸ブロック）（以下「合同チーム（北陸ブロック）」という。）を以下のとおり組織し、活動を行う。

## 2. 構成等

## (1) 構成機関

合同チーム（北陸ブロック）の構成機関は、以下のとおりとする。

- ・資源エネルギー庁
- ・中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局
- ・北陸電力株式会社
- ・原子力発電環境整備機構

## (2) 活動対象地域

富山県、石川県

## 3. 活動方針等

## (1) 活動方針

全国行脚（100以上の自治体訪問）のうち、北陸ブロックの自治体（原則首長）を訪問し、最終処分に関する最新情報の提供を行うとともに、関心地域に対しては、説明・学習支援のほか、地域共生に係る自治体のニーズ聴取等を行う。

## (2) 訪問先の選定

合同チーム内で情報を持ち寄り、訪問先自治体を整理し選定する。

## (3) 結果の整理

原子力発電環境整備機構は、訪問結果の集約・整理を行う。

## (4) 地方支分部局連絡会議（北陸ブロック）への報告

合同チーム（北陸ブロック）の活動実績については、適切なタイミングで地方支分部局連絡会議（北陸ブロック）へ報告する。